



# 市内中小企業等の 省エネ機器更新を支援します！

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内中小企業等を対象に、持続的なエネルギー費用の負担軽減と、市域の温室効果ガス削減を目的として、省エネ機器・設備への更新を支援するため、『省エネ機器更新促進補助金』を交付します。

## 1 補助内容

補助金名称	相模原市省エネ機器更新促進補助金
補助対象者	○中小企業者(個人事業者・協同組合・NPO法人含む) ※中小企業基本法第2条第1項又は中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者(みなし大企業は除く) ○学校法人 ○社団法人(一般・公益) ○財団法人(一般・公益) ○社会福祉法人
補助対象	市内に所在する店舗等*に設置された『対象物品』について 『省エネ基準』を満たす機器へ更新する経費の一部を補助
	対象物品(9品目)
	①エアコン ②テレビ ③照明器具(電球含む) ④電気冷蔵庫 ⑤電気冷凍庫 ⑥エコキュート(電気温水機器) ⑦ガス温水機器 ⑧石油温水機器 ⑨ショーケース(冷蔵・冷凍)
	省エネ基準(①~③のいずれかに該当) ①統一省エネラベル★3つ以上を達成した製品 ②トップランナー基準(省エネ基準達成率100%以上)を達成した製品 ③グリーン購入法調達基準に適合した製品
発注先	相模原市内事業者への発注が条件
補助率	補助対象経費の1/3(補助対象経費は税抜き額)
補助額	上限60万円

\*店舗等 自らが事業を営む店舗、事業所、工場等

## 2 申請方法

補助金の申請は、WEBフォームによる事前登録の上、補助対象物品の購入・設置後に、郵送で行ってください。

なお、事前登録は申込順で、補助見込総額が予算相当額に達し次第、終了します。

### 3 申請スケジュール

Step1『事前登録』*1	Step2『購入・設置』*2	Step3『申請』
令和4年12月1日(木)9時から 令和5年2月27日(月)17時まで	令和4年12月1日(木)から 令和5年2月28日(火)まで	令和5年2月28日(火) (消印有効)まで

\*1 補助見込総額が予算相当額に達し次第終了

\*2 期間外に購入・設置したものは、補助対象外

### 4 補助制度の利用に関する問い合わせ先

相模原市 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル

電 話 042-851-3193

受付時間 8:30~17:00

※土日祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く

※申請方法などの詳細については、市ホームページに『申請の手引き』を掲載しています。



<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1026353.html>

#### 【問い合わせ】

環境経済局 ゼロカーボン推進課  
042-769-8240(直通)